

令和3年8月27日

釧路町立小・中学校 保護者 様

釧路町教育委員会

教育長 辻 川 尚 志

北海道の緊急事態宣言を踏まえた教育活動等の取扱いについて（通知）

保護者の皆様におかれましては、日頃より釧路町の教育活動に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、8月27日（金）から9月12日（日）まで、全道が緊急事態措置の対象となり石狩管内、小樽市及び旭川市はより一層強い対策を行う「特定措置区域」、それ以外の市町村は「一般措置区域」となりました。

また、警戒ステージを全道域で「ステージ4」に移行することに伴い、全道全ての学校において、「学校の新しい生活様式」を踏まえた行動基準が「レベル3」に移行されました。

つきましては、本町といたしましても、子どもたちの健康・安全を最優先に考え、感染拡大を防ぐ観点から、教育活動等の取扱いについて次のとおりといたしましたので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 期 間

8月27日（金）～9月12日（日）

2. 教育活動等の取扱いについて

- ・「学校の新しい生活様式（2021.4.28Ver6）」のレベル3に応じた感染症対策を徹底すると共に、集団で行う活動は避けるなど、感染リスクの高い教科活動は行いません。
- ・1人でも陽性者が判明した場合は、保健所の疫学調査が終了するまで、学級、学年、学校の臨時休業を幅広に実施し、その間はオンライン学習等により、学びの保障を行います。
- ・集団宿泊的行事（修学旅行や宿泊研修）は、実施を見合わせます。
- ・感染リスクが高い学校行事（学校祭等）は延期します。ただし、分散、縮小など感染症対策を十分に講じて実施できる場合は行います。
- ・部活動については、全道、全国大会に直結する部活動に限り、感染防止対策を徹底し、活動を厳選すると共に、活動場所は自校内等、通常の練習場所に限定して実施し、それ以外は休止となります。少年団活動等は、それに準じていただきます。

3. お願い

- ・発熱の有無に関わらず、お子様やご家族に風邪症状等が見られる場合は、登校せずに自宅で休養してください。
- ・お子様やご家族の方が、「陽性者」「濃厚接触者」「検査対象者」になった場合は、速やかに学校に連絡していただきますようお願いいたします。